

食品安全委員会農薬専門調査会

第48回会合議事録

1. 日時 平成28年4月15日（金） 14:02～15:09

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

3. 議事

- （1）専門委員等紹介
- （2）専門委員の職務について
- （3）平成28年度食品安全委員会運営計画について
- （4）座長の選出・座長代理の指名
- （5）農薬専門調査会の運営体制について
- （6）各評価部会に所属する専門委員及び専門参考人の指名、各部会の座長及び座長代理の指名、幹事会に所属する専門委員及び専門参考人の指名
- （7）その他

4. 出席者

（専門委員）

西川座長、相磯専門委員、浅野専門委員、石井専門委員、小澤専門委員、小野専門委員、加藤専門委員、川口専門委員、久野専門委員、桑形専門委員、三枝専門委員、佐藤専門委員、篠原専門委員、清家専門委員、高木専門委員、高橋専門委員、塚原専門委員、豊田専門委員、中塚専門委員、長野専門委員、納屋専門委員、根岸専門委員、林専門委員、平塚専門委員、平林専門委員、本間専門委員、増村専門委員、美谷島専門委員、森田専門委員、山本専門委員、與語専門委員、若栗専門委員

（専門参考人）

永田専門参考人、松本専門参考人

（食品安全委員会）

佐藤委員長、山添委員、吉田委員

（事務局）

姫田事務局長、東條事務局次長、関野評価第一課長、高崎評価調整官、堀部課長補佐、横山課長補佐、濱砂専門官、小牟田専門職、高嶺専門職、岩船係長、諧係長、

小田嶋係員、磯技術参与、海上技術参与、河野技術参与、清水技術参与、
進藤技術参与、鈴木技術参与、吉田技術参与

5. 配布資料

- 資料 1－1 食品安全委員会専門調査会運営規程
- 資料 1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料 1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料 2 平成28年度食品安全委員会運営計画
- 資料 3 農薬専門調査会専門委員名簿（平成28年 4 月 1 日現在）
- 資料 4 農薬専門調査会の運営体制に関する事項（平成22年 6 月 1 日農薬専門調査会決定）
- 資料 5 農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について（案）
（平成24年 7 月24日農薬専門調査会決定）
- 参考 農薬専門調査会開催実績（平成26年 4 月 1 日～平成28年 3 月31日）

6. 議事内容

○堀部課長補佐

定刻を少し過ぎましたので、ただいまから第48回農薬専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局で、課長補佐をさせていただいております堀部と申します。座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

このたび、4月1日付をもちまして、農薬専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合に当たりますので、まず初めに食品安全委員会の佐藤委員長より御挨拶させていただきます。

○佐藤委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤でございます。この中にはベテランの専門委員の先生もいらっしゃいますし、また、新しい先生にも加わっていただいたわけでございますけれども、今日は第1回ということで、私のほうから御挨拶をさせていただきたいと思います。座って失礼します。

このたびは専門委員への御就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として、御礼申し上げたいと思います。専門委員の先生方におかれては、既に安倍内閣総理大臣から平成28年 4 月 1 日付で、食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会について

は委員長が指名することになっておりますので、先生方を農薬専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

また、農薬専門調査会においては、審議する範囲が多岐にわたることから、高い専門性をお持ちの先生方に専門参考人として審議に参加していただくこととしております。専門参考人への御就任を御快諾いただきました先生方へ御礼申し上げたいと思います。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは、非常に重要なことでございます。専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスの専門家も含め、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考えにのっとり、総合的な判断に基づいて調査、審議していただきたいと思います。

なお、専門調査会の審議につきましては、原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、傍聴者の方々にも先生方の科学的な議論を聞いていただくことができますし、情報の共有にも資するものと考えております。

さて、農薬専門調査会は食品中の残留農薬に関する食品健康影響評価を行うために設置されております。農薬は農作物に意図的に使用されるものであることから、一般的な毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、動物代謝、植物代謝など、幅広い分野から総勢52名の専門家に御参加をいただいております。皆様方の幅広い知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価がようやく可能になるのだろうと考えております。

食品中の残留農薬の問題については、これまでもずっと国民の皆様方の関心が高く、注目されているところでございます。このような中、農薬専門調査会では、これまでに延べ789件に及ぶ食品健康影響評価を終了していただいております。食品安全委員会における農薬の評価におきましては、農産物に残留する農薬そのものだけではなく、農産物で農薬が代謝を受けて生成する代謝物、家畜や飼料として給与された飼料作物中の残留農薬が畜産物に残留する場合など、さまざまな形態で人々が摂取する可能性を考慮して、総合的に評価していただく必要があるかと思っております。また、暴露のシナリオとして、一生涯にわたって毎日摂取した場合に加えて、24時間又はそれより短期間の摂取による影響についても検討していただいております。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず、強い関心が寄せられております。専門委員のお仕事は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものです。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的に、かつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます、挨拶いたします。

○堀部課長補佐

ありがとうございました。

次に、本日、机上配付しております資料の確認をお願いしたいと思います。

本日の資料でございますが、議事次第、表裏1枚です。それから、座席表。

資料１－１「食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。これは専門調査会全体にわたります総則のようなものでございますので、参考に御覧いただければと思います。

資料１－２「食品安全委員会における調査審議方法等について」ということで、いわゆる利益相反に関する規程でございます。

この規程を受けまして、資料１－３「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」ということで、先生方から過日御提出いただきました確認書の写しを全て配付させていただいております。

資料２「平成28年度食品安全委員会運営計画」でございます。

資料３、農薬専門調査会専門委員・専門参考人の先生方の名簿でございます。

資料４「農薬専門調査会の運営体制に関する事項（案）」後ほど改正案を御提案したいと思っておりますので、現在は（案）ということにさせていただいております。

資料５「農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について（案）」こちらも改正の部分がございまして、（案）となっております。後ほど御説明させていただきます。

参考資料といたしまして、農薬専門調査会の前期２年間の開催実績をまとめたものをつけさせていただきます。

また、専門委員・専門参考人の先生方のお机の上には、専門委員の職務関係資料というものがあると思っております。この職務関係資料を除きまして、参考資料までの資料につきましては、近日中にホームページに公開される予定でございます。

配付資料の不足等はございませんでしょうか。何かございましたら、審議の途中でも結構でございますので、事務局までお申しつけいただければと思います。今の段階でよろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

議事１でございますが、専門委員等の御紹介をさせていただきます。資料３に名簿をつけさせていただいておりますが、先ほど佐藤委員長からもございましたように、今回、農薬専門調査会の専門委員・専門参考人に御就任いただきました先生方は総勢52名でございます。本日は34名の専門委員・専門参考人の先生方に御出席いただいているところでございます。

名簿を御覧いただきながらでよろしいかと思いますが、赤池先生、上路先生、太田先生、腰岡先生、代田先生、杉原先生、玉井先生、中島美紀先生、中島裕司先生、中山先生、八田先生、藤本先生、福井先生、堀本先生、本多先生、山手先生、義澤先生、吉田先生の18名につきましては、本日御都合により御欠席と伺っております。

それでは、農薬専門調査会の専門委員・専門参考人に御就任いただきまして、本日お越しいただいている先生方を五十音順に御紹介させていただきます。お一人ずつ、私のほうで御所属とお名前を御紹介いたしますので、先生方のほうから一言ずつ簡単に自己紹介いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。御覧いただくとおり、座席が非常に狭いので、立ち上がってとか、そういうのはなしで、座ったままで結構でございます

ので、何とぞよろしくお願いいたします。私の左手のほうから「あ」から回っておりますので、左手のほうから御紹介いたします。

独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センターの相磯成敏先生です。

○相磯専門委員

相磯と申します。病理のほうを専門にしておりますので、よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国際医療福祉大学薬学部の浅野哲先生です。

○浅野専門委員

浅野哲です。よろしくお願いいたします。毒性病理と一般毒性を担当しています。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部の石井雄二先生です。

○石井専門委員

石井です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

石井先生は新任です。

岩手医科大学薬学部の小澤正吾先生です。

○小澤専門委員

小澤正吾です。どうぞよろしくお願いいたします。専門は動物代謝でございます。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価部の小野敦先生です。

○小野専門委員

小野敦です。一般毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

名城大学薬学部の加藤美紀先生です。

○加藤専門委員

加藤美紀です。動物代謝を専門としております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科衛生学・健康増進医学分野の川口博明先生です。

○川口専門委員

川口です。実験病理と毒性病理を専門にしております。昨日、お隣の熊本県で大変な地震がありましたが、無事に鹿児島から東京の飛行機は飛んでおりましたので、来ましたところです。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

名古屋市立大学大学院医学研究科実験病態病理学分野の久野壽也先生です。

○久野専門委員

久野壽也です。病理をやっています。病理の面から貢献できればと思っています。よろしくをお願いします。

○堀部課長補佐

久野先生も新任でございます。

一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所研究開発部研究開発室の桑形麻樹子です。

○桑形専門委員

桑形麻樹子と申します。生殖毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

公益社団法人日本実験動物学会事務局長の三枝順三先生です。

○三枝専門委員

三枝です。毒性病理を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

岩手大学農学部共同獣医学科の佐藤洋先生です。

○佐藤専門委員

佐藤洋です。専門は毒性病理と一般毒性です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

清泉女子大学人文科学研究所の篠原厚子先生です。

○篠原専門委員

篠原です。どうぞよろしくお願いいたします。一応、動物代謝なのですが、私は農薬はあまり専門ではないので、一生懸命勉強をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター有害化学物質研究領域有機化学物質ユニットの清家伸康先生です。

○清家専門委員

清家と申します。4月に統合いたしまして、やたら長い組織になりました。私は単純に一言で農研機構と言っております。専門は植物代謝と環境のほうでございます。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部動物管理室の高木篤也先生です。

○高木専門委員

高木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部の高橋祐次先生です。

○高橋専門委員

高橋祐次です。専門は一般毒性でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

高橋先生は新任でございます。

埼玉大学大学院理工学研究科戦略的研究部門ライフ・ナノバイオ領域の塚原伸治先生です。

○塚原専門委員

塚原でございます。私も今回初めて参加させていただきます。専門は生殖毒性を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部の豊田武士先生です。

○豊田専門委員

豊田武士と申します。一般毒性を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

東北医科薬科大学薬学部の永田清先生です。

○永田専門参考人

永田と申します。今、御紹介がありましたように、今年の4月から医学部ができましたので、名前が医科薬科大に変わりました。宣伝をさせていただきます。専門は薬物代謝動態を担当しております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立研究開発法人日本医療研究開発機構産学連携部医療機器研究課の中塚敏夫先生です。

○中塚専門委員

中塚と申します。よろしくお願いいたします。専門は生殖発生毒性です。

○堀部課長補佐

長野毒性病理コンサルティング、長野嘉介先生です。

○長野専門委員

長野です。専門は毒性病理です。

○堀部課長補佐

国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門、納屋聖人先生です。

○納屋専門委員

納屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。専門は生殖発生毒性でございます。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター、西川秋佳先生です。

○西川専門委員

西川です。主に一般毒性から発がん性まで担当しております。よろしくお願いいたします。

す。

○堀部課長補佐

日本薬科大学、根岸友恵先生です。

○根岸専門委員

根岸友恵と申します。遺伝毒性を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

公益財団法人食品農医薬品安全性評価センター、林真先生です。

○林専門委員

林です。かろうじて間に合いました。専門は遺伝毒性です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

東京薬科大学薬学部医療薬学科、平塚明先生です。

○平塚専門委員

平塚です。動物代謝を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部、平林容子先生です。

○平林専門委員

平林容子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この4月から部長を拝命いたしました。一般毒性を専門といたします。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

平林先生も新任でございます。

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部、本間正充先生です。

○本間専門委員

本間です。よろしくお願いいたします。専門は遺伝毒性です。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部、増村健一先生です。

○増村専門委員

増村です。遺伝毒性担当です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

信州大学学術研究院、松本清司先生です。

○松本専門参考人

松本と申します。一般毒性を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

東京農業大学応用生物科学部食品安全健康学科の美谷島克宏先生です。

○美谷島専門委員

美谷島と申します。専門は毒性病理です。今日から初めてなのですが、勉強させていた

できます。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価部の森田健先生です。

○森田専門委員

森田と申します。よろしくお願いいたします。専門は遺伝毒性をやっています。

○堀部課長補佐

麻布大学獣医学部獣医学科の山本雅子先生です。

○山本専門委員

山本でございます。多分、生殖発生毒性が専門だと思います。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センターの與語靖洋先生です。

○與語専門委員

與語です。専門は植物代謝と環境中の動態です。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所食品衛生事業部の若栗忍先生です。

○若栗専門委員

若栗と申します。遺伝毒性を担当いたします。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

専門委員・専門参考人の先生方は以上でございます。

続きまして、食品安全委員会でございます。

先ほど御挨拶いただきました、佐藤委員長。

私のほうから右隣にまいりまして、私から一番遠いほうに座っていただいておりますのが、農薬専門調査会の主担当の吉田委員でございます。

佐藤委員長と吉田委員の間が、山添委員でございます。佐藤先生と山添先生が農薬専門調査会の副担当ということになっております。

続きまして、事務局を御紹介いたします。

先生方から向かって、佐藤先生の右隣でございます。姫田事務局長でございます。

東條事務局次長です。

関野評価第一課長です。

高崎評価調整官です。

横山課長補佐です。

濱砂評価専門官です。

私の後ろにまいります。私の真後ろですが、小牟田評価専門職です。

高嶺評価専門職です。

岩船係長です。

諧係長です。

高嶺、岩船、諧が4月の人事異動で私どものチームに参りました。

諧の隣ですが、小田嶋係員です。

小田嶋の隣は、磯技術参与です。

さらに後ろの列にまいりまして、海上技術参与です。

河野技術参与です。

清水技術参与です。

進藤技術参与です。

鈴木技術参与です。

吉田技術参与です。

それから、入口のところに座っておりますが、事務補佐を担当しております、旅費の調整等で先生方のところにもメールが届くかと思いますが、宮崎でございます。

それと私、堀部で事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事2に移らせていただきます。専門委員の職務について、関野評価第一課長より御説明いたします。

○関野評価第一課長

それでは、少しばかりお時間をいただきまして、議題2に関しまして、私から説明させていただきます。

お手元の資料で言いますと資料番号を振っておりませんで、先ほどの配付資料の確認の際に机上配布という形で御紹介させていただいたものになります。少し厚めの資料になりますが、表紙には専門委員職務関係資料と書いてある資料です。お手元でございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

この資料に関しまして、少しおさらいと言いましようか、御紹介をさせていただきますが、既に今回、委員再任という形で、幾度か委員を継続していただいている先生方も多うございますけれども、2年に1度ということと、できるだけコンパクトに説明申し上げたいと思いますので、御容赦いただきたいと思います。

1ページ、「1 食品安全基本法について」を示しているところがあるかと思います。この部分は法律でございますので、後ほどお時間のあるときに御覧いただければと思っておりますが、その裏の2ページを少し御覧いただけますでしょうか。強いて申し上げれば、キーワードと言いましようか、キーセンテンスとして、この2ページの枠囲みの上のほうにあります数字で3と書いてあるところがございます。今回、専門委員としてお願いいたします食品健康影響評価に関しましての記述でございますが、キーワードといたしましては、科学的知見に基づくといった点と、客観的かつ中立・公正に行う。こういったところを御留意いただければと思います。同じように解説のイのところにも文章で書いておりますので、御参照いただければと思います。

4 ページ、「3 委員会の所掌事務」と書いてございまして、枠囲みで条文を書いた後、次の5 ページから解説ということで書いてございます。その解説の「(1) 食品健康影響評価の実施」は、言わずもがな、こういったところが委員会の所掌事務になるわけですが、そのほか、6 ページ目以降をお開きいただけますでしょうか。

6 ページ以降、項目としては(2)、(3) ということで7 ページまで続いてございますけれども、「(2) 評価結果に基づいた行政的対応の確保」。これはおつくりいただいた評価結果を我々が関係の行政機関に通知するといった対応を含むものでございます。

7 ページの「(3) リスクコミュニケーションの推進」。これも我々の委員会の仕事の一つということになります。

さらには(4) の意見具申をすることもできるといったところで、7 ページの下から2 行目にありますとおり、緊急時の対応も含めて、必要に応じて我々が行うといったところが所掌ということになります。

8 ページ、「4 委員会の権限」、中ほどに「5 専門委員」という項目があるかと思えます。「5 専門委員」のところですが、基本法の第36条に専門委員の規程がございまして、内閣総理大臣が任命する等の記述がございまして。専門委員の先生方のステータスは、ここで法的な根拠があるということになるかと思えます。

10 ページ、「2 専門調査会の調査審議について」という項目でございまして、第1 にございますとおり、審議の手順等を示したものでございます。そのほか、留意すべき事項等について、全体のまとめを10 ページ、11 ページにしております、その次の12 ページから、それぞれの項目について少し詳しい記述をさせていただいています。

まず、審議手順について、12 ページをお願いします。このチャートは後ほど御覧いただければと思いますが、基本的には評価依頼を受理した後、食品安全委員会、いわゆる親委員会と呼んでいますが、そこで検討を専門調査会に依頼するといった手順を踏んだ後、先生方には、その下の専門調査会で個別の農薬に関しまして御審議をいただく。その上で評価書(案)を作成していただく。これが基本的なお願いする点になるかと思えます。

その評価書(案)につきまして、いわゆるパブリックコメント、国民からの意見・情報の募集を行った後、必要に応じて専門調査会に再度お諮りして、そこで見ていただくといったあたり、この専門調査会という枠囲みのところが主なお願いをするといったことになろうかと考えております。

13 ページの記述はタイトルにございますとおり、既に評価結果を有しているような農薬が、再度評価依頼が来た場合という取り扱いを示したものになります。今後も調査会の中で言葉としては重版ものといった言葉がたびたび出てくると思いますが、そういったものがここに該当するということで、新たな科学的知見の存在が確認される場合には、再度、調査会で御審議をいただくという流れになるかと思えます。

15 ページ、これまでの実績を示しているところでございまして、先ほど委員長からもお話がありましたとおり、農薬はこの表の上から2 つ目のラインに書いてございます。累積

で言いますと1,000件を超える依頼を受けておりまして、そのうち評価が終了したものが、3月11日時点では790ということになります。27年度分だけを御覧いただいても68という数字がございまして、ほかの調査会に比べて、かなりの量を結果としてまとめていただいているということで、改めてこの場を借りまして、感謝を申し上げたいと思います。加えて、今後2年間また改めてこのくらいのペースでお願いできればと思っている部分もございまして、決して身構えることなく、ぜひ御協力のほど、お願いしたいと思っております。

16ページは、運営規程に関する部分でございまして、第2条で、専門委員は委員長が指名するといった点。座長は専門委員の互選により選出する。あるいは、代理は座長があらかじめ指名するといった規程を示している部分でございます。

17ページの第5条で任期を示してございます。2年ということで今回お願いをしているところでございます。

20ページも先ほど確認書という形で既に説明がありました。企業申請ものですか、申請資料の作成に関与しているようなケース、そういった場合の取り扱いを示したものでございまして、21ページの(4)、(5)でございまして、委員会の開催の都度、事実の確認を行わせていただくというものでございます。

25ページは、専門調査会におきます調査審議以外の業務という部分でございます。上から3つ目の段落に書いてございまして、以下の業務について、これまでも適宜御協力いただいているということで、いわゆる食品健康影響評価以外にリスクコミュニケーションでお願いするケースとか、国際会合への出席、調査・研究企画会議、海外への情報発信。こういった点につきまして、ぜひこちらとしてお願いしたい場合がございまして、快くといえましょうか、御協力のほど、お願いしたいと思っている次第でございます。どうかよろしくお願いします。

それ以降、26ページに関しましては、リスク管理機関からの評価依頼が行われる場合のほか、食品安全委員会として、みずから評価を行うことができるといった事柄の規程等が示してございますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

この後は項目だけの御紹介になるかと思えます。34ページのところは緊急時対応について記したページでございまして、こちらでも後ほど御覧いただければと思います。

さらに36ページ、専門委員の服務ということでございまして、冒頭の上から3行目、4行目にございます。専門委員におかれましても、一般職国家公務員であるといったところについて、多少の御意識を持っていただければという部分でございます。

38ページには、我々が行っております研究事業について記してございまして、必要な研究を行うテーマ等がございましたら、先生方からぜひ奮って御応募をいただきたいということ。

41ページ、主に評価に用いるための情報収集、文献収集等を行う調査事業も我々は持っております。この部分に関しましても、なかなか情報が集めにくい分野、ハザードがご

ざいますので、調査事業を行う際には、先生方あるいは学会単位等でいろいろ御助言なり御協力をいただくこともあるかと思っておりますので、その都度、御相談をさせていただきたいと思っております。

以降に関しましては、情報システムですとか、事務局、委員会の構成。47ページに食品安全基本法の条文等を参考資料としてつけてございますので、適宜御覧いただければと思っております。

大分多くの先生方にはおさらいという形になりましたが、以上、この資料を用いましての説明をこれで終えたいと思っております。ありがとうございました。

○堀部課長補佐

ただいまの部分につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。今、さっと説明をしたと課長からも申し上げましたとおりでございます。後ほど、また御覧いただきまして、何か御質問等がございましたら、御遠慮なく、いつでも事務局までお尋ねいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、議事3に移らせていただきます。平成28年度食品安全委員会運営計画についてでございますが、続けまして、関野評価第一課長より御説明させていただきます。

○関野評価第一課長

それでは、引き続きお願いいたします。次は資料2をお願いいたします。「平成28年度食品安全委員会運営計画」というタイトルの資料になります。

こちらは御報告になりますけれども、1ページを御覧ください。審議の経緯という書き方で示してございますけれども、今年の3月29日のちょうど区切りのいい600回の食品安全委員会で、今年度の運営計画が確定いたしましたので、本日その後、最初の調査会ということでございますので、内容について御報告をさせていただきます。

2ページ、「第1 平成28年度における委員会の運営の重点事項」を示してございます。

「(2) 重点事項」は①～⑤まで示してございますが、食品健康影響評価の着実な実施のほか、リスクコミュニケーションですとか、③に示しておりますのは、時代時代に即した評価というものを的確に行っていく上での企画・立案。海外の関係機関との連携強化、緊急時対応、こういったところを従来と変わらず、重点事項として示しているところでございます。

「第2 委員会の運営全般」に関しましては、3ページになりますが、(3)ということで専門調査会の開催ということで、まさに先生方は専門調査会の開催におきまして御出席いただき、その中で調査審議を行っていただくという形になります。改めまして、お礼を申し上げるとともに、今後についてもよろしくお願い申し上げたいと思っております。

さらに今回、(3)の①は少しユニークな点として加えさせていただきました。委員会のもとに専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置するといった部分を新たに加えておりまして、その上の2行に書いてございますけれども、なかなか調査会での審議が困難な課題ですとか調査会にまたがるようなケース、そういったものについて、

必要に応じてワーキンググループを設置するというような形での運営を行っていこうということが決まっております。

「第3 食品健康影響評価の実施」という部分でございます。全体の1ということで、リスク管理機関からの要請があった案件の着実な実施。この点について、まさに先生方をお願いをしたいという部分でございます。

4ページ、そのほか、ガイドライン等の策定ですとか「自ら評価」の実施といった項目を挙げてございまして、これらも先生方は関係する部分でございますが、「自ら評価」のところで新たに加わりましたのが、(2)の③の部分でございます。今後、アレルギー物質を含む食品についても食品安全委員会が自ら検討していこうといったところで、これから取り組もうという新しい部分でございます。

5ページの「第4 食品健康影響評価の結果に基づく実施状況の監視」、「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」。このあたりは従来にも増して、ますます加速をさせていきたいと考えている部分でございます。

6ページ、「第6 リスクコミュニケーションの促進」という項目がございます。冒頭に書いてございまして、昨年の5月の調査会におきまして、あり方をまとめてございまして。これに基づきまして、新たな取り組み、さらに取り組みを拡充していこうということで考えております。

7ページの「(4) ブログ」や「(6) 意見交換会」のところになりますが、3行目、学校教育関係者を重点対象として、意見交換会を実施する。このあたりは28年度については、かなりウエートを置いていこうというメッセージを込めた部分でございます。

少し飛びますけれども、9ページ、「第7 緊急の事態への対処」、「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」。このあたりは従来に引き続き、一生懸命取り組んでいこうという部分でございます。

最後になりますが、10ページ、「第9 国際協調の推進」の部分でございまして、今年度、我々として念頭に置いております各種行事あるいは会議スケジュールといったものを示してございます。

(3)のところでございますが、関係の評価機関との連携強化という部分になります。これまで最後の段落に書いてございまして、幾つかの機関と協力を密にしてきたところでございまして、今後はドイツのBfR等の関係で協力文書の検討も含めた関係強化を図っていくといったところが、このあたりに記述している部分でございます。

以上、運営計画を早足で説明させていただきました。何かお気づきの点がございましたら、今後、御助言等をいただければと思います。

以上でございます。

○堀部課長補佐

ただいまの点で何かございましたら、お願いいたします。こちら後ほど何かございましたら、御助言等をいただければと思います。

それでは、時間も限られておりますので、次の議事に移らせていただきます。

議事４でございます。農薬専門調査会の座長の選出と座長代理の指名でございます。先ほど食品安全委員会専門調査会の運営規程について、関野課長のほうから御説明をいたしましたところでございますが、第２条第３項に「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」ということとされております。どなたか御推薦がございましたら、お願いいたします。

三枝先生、お願いします。

○三枝専門委員

私は、高い学識と豊富な経験から、西川先生がよろしいかと思います。御推薦させていただきます。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。ほかにどなたかございましたら、お願いいたします。

桑形先生、お願いします。

○桑形専門委員

私も西川先生を御推薦したいと思います。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

浅野先生、お願いします。

○浅野専門委員

私も西川専門委員が適任だと考えています。御推薦いたします。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。

ただいま三枝専門委員、桑形専門委員、浅野専門委員から、西川専門委員を座長にという御推薦がございました。専門委員・専門参考人の先生方、いかがでございましょうか。御賛同いただけるようでございましたら、拍手をお願いしたいと思います。

(各専門委員・各専門参考人より拍手)

○堀部課長補佐

ありがとうございます。

それでは、西川先生、恐れ入りますが、座長席への御移動をお願いいたします。

(西川専門委員、座長席へ移動)

○堀部課長補佐

それでは、西川座長、一言御挨拶をいただけますでしょうか。

○西川座長

御推薦をどうもありがとうございました。一言だけということですので、科学的に中立的に農薬のリスク評価を進めていきたいと思います。できるだけ、ぶれの少ない評価書を作っていきたいと思いますので、専門委員の皆様、専門参考人の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、専門調査会運営規程第2条第5項でございますけれども、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございますので、西川座長のほうから座長代理の御指名をお願いしたいと思います。

○西川座長

私のほうからは、納屋専門委員を推薦したいと思います。

○堀部課長補佐

納屋先生、御意向を確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○納屋専門委員

承知いたしました。お受けさせていただきます。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

それでは、納屋先生、座長代理席への御移動をお願いいたします。

(納屋専門委員、座長代理席へ移動)

○西川座長

それでは、納屋座長代理から一言御挨拶をお願いします。今おっしゃったのですね、すみません。それでは、次に行きます。

○堀部課長補佐

ここから先の議事進行は、私から西川座長にバトンタッチをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○西川座長

それでは、議事5「農薬専門調査会の運営体制について」に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○堀部課長補佐

資料4と5を御用意いただければと思います。先ほど資料確認のときにちらっと申し上げたのですが、資料4が、先ほどの食品安全委員会専門調査会運営規程のほかに、農薬専

門調査会としての細則を定めたものでございます。初めての会議ということになりますので、内容をかいつまんで御説明しつつ、先ほど申し上げかけた改訂案について御提案させていただければと思っております。

まず、第2条でございますが、農薬専門調査会には幹事会が置かれることとなっております。農薬専門調査会幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とすることとされております。幹事会の役割につきましては、後ほど資料5のほうで御説明させていただきます。

幹事会の構成メンバーでございますが、専門調査会の座長、今、御選任いただきました西川先生、座長代理の納屋先生、この後に出てきます各部会の座長の先生。また、これまでは座長代理の先生方が入っていたのですが、非常に御負担が過重になることも考慮いたしまして、座長代理の先生は必ずしも幹事会に入らなくてもいいということにしたほうが、もう少し柔軟な運営ができるのではないかと事務局で考えた次第でございます、今回、座長代理が必ず参加するという規程の部分を削除してはどうかと考えております。

そのほかに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員。ここでジャンルのバランスですとか、そういうものを御考慮いただきまして、座長から指名いただいた先生方をもって幹事会を構成していただければと思っております。

幹事会の座長でございますが、農薬専門調査会の座長が兼ねることになっております。また、座長代理につきましては、幹事会の座長が指名するということになっておりますので、ここは後ほど、西川先生に御意向を伺わないといけないところなのですが、通例ですと専門調査会の座長代理にそのまま幹事会の座長代理もお引き受けいただいていると思います。問題なければ、そのようにしていただければと思っております。

第3条でございますが、評価部会の設置でございます。農薬専門調査会はこれまで評価第一部会から評価第四部会まで4つの部会を置いておりましたが、各部会の先生方の人数がなかなか十分に配置ができなかったということもありまして、例えば、どなたかがお休みをされると、ご出席頂いている先生お一人で全てを決断していただかなければいけないとか、そういうことが多々起こっていたように見受けられました。

また、私も事務局のほうも会議をたくさん回していくとなると、かなりのエネルギーを消費していたということもございまして、少し落ち着いて評価をしていただく体制を整えるということで、事務局としては今回、部会を3つに再編してはどうかということを考えました。

つきましては、第3条の冒頭でございますが、第一部会から第四部会としていたところを第三部会までにしておくというふうに規程を変更していただければいかがかと考えております。

部会におきましては、農薬のいわゆるリスク評価をしていただくというのが業務でございまして、各部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名していただく。また、座長代理を各部会の座長の先生に指名していただくという形の構造になっております。ここまでは資料4でございます。

それを受けまして、さらに具体的な運営等についてということで、資料5を御用意しております。御覧ください。

資料5でございますが、幹事会は開催頻度として一月に1回を原則としております。

幹事会の役割でございますが、まずは調査審議を行う評価部会の指定ということで、どの部会でどの剤を審議していただくかということについて、幹事会で指定をしていただく。それぞれの部会で評価された評価書について、評価部会の結論を最大限に尊重しつつ、内容を確認するということと、評価部会でどうしても結論が出なくて幹事会に検討を依頼した部分について結論を出すということがもう一つの業務でございます。

さらにパブリックコメントの回答（案）の検討ですとか、初版でない、食品安全委員会が既に評価書を有しているような剤の再審議の際に、必要に応じて幹事会で検討していただく。ここは部会のときと幹事会のときがありますので、重版剤は全部が幹事会とか、重版剤は全部が部会だということにはならないのですけれども、一部の剤について検討していただく。海外の評価機関の評価書のみで評価するような農薬の審議が必要になった場合には、幹事会でお願いしようと思っています。

さらに横断案件といたしまして、評価指針の検討ですとか、エキスパートジャッジの考え方、臓器重量の変化などについて、事務局のほうの作業が遅れていて申しわけございませんが、鋭意検討していただけるよう頑張りたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

「2. 評価部会」でございます。こちら開催頻度は一月に1回で、1回には1剤の調査審議を原則としていますが、全ての部分を見ない場合、追加資料要求事項に対する回答の調査審議等の場合には、1回に1剤という原則が崩れる場合があるということでございます。

調査審議すべき内容と留意事項についてですが、専門調査会で初めて調査審議を行う農薬のうちで詳細な資料がそろっている農薬と、重版剤のうちで急性参照用量の検討が必要なものについての調査審議を部会でやっていただくということになっています。部会では、たたき台について、できるだけ文言を最終化することによって、調査審議の透明性を確保していくということが求められています。

部会で結論が出なかった事項については、部会の議論の経緯を取りまとめて、評価書（案）にその旨を明示した上で、幹事会のその部分の議論と最終的な評価を依頼するということになっています。

3ページの「(3) 各評価部会の役割分担」でございます。3つになることをお認めいただけたかどうかというところがまずあるのですけれども、これまでは第一部会～第四部会までに、こんな農薬のときは第一部会とか、こんな農薬のときは第三部会といったような色を少しつけていたのですが、得意不得意としてしまっても結局そのような農薬ばかりが出てくるわけではないので、結果的には諮問された順番ですとか、事務局の評価書の準備の状況などで今までも評価をお願いしてきたという現状を踏まえまして、あまり各部会に

色づけをしなくてもいいのかなと事務局は勝手に考えました。削除の案を御提案させていただいております。こちら後ほど御検討いただければと思います。

審議の基本的な考え方としては3番にありますが、提出された試験成績の範囲で専門委員・専門参考人が専門家として判断を行っていただくということ。農薬の評価の場合には、農薬抄録ですとか農薬ドシエといったような企業の資料が出てくるのですが、その文言を直すのは農薬専門調査会の仕事ではないということを再確認いただければと思っています。判断につきましては、専門委員・専門参考人の先生方がエキスパートジャッジをしていただくと、申請者に見解を求めるものとに区別していただくということがございます。このあたりは実際の審議の中で、また見ていただければと思います。

会議の公開につきましては、食品安全委員会の公開の原則にのっとり、原則としては公開でございますが、企業が申請のために作成した資料を用いて審議する場合などで、必要な場合には非公開にさせていただくということになっております。ただ、その場合であっても、最終的には幹事会での審議終了後に資料は事務局内で公開することとしております。

「5. その他」でございますが、農薬は企業申請ものがほとんどでございますが、こちらは標準処理期間内が1年でございますけれども、1年以内に評価を終えること。事務局でデータベースを整理することなどについて、ルールとしておまとめいただいているところでございます。

内容と事務局からの御提案の改正案を提案させていただきます。御審議をよろしく願います。

○西川座長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明について、何か御意見、御質問等がございましたら、願います。

林先生、どうぞ。

○林専門委員

四部会が三部会になるということで、別にそれに反対するわけではないのですが、先ほどの御説明の中に今年度も昨年度と同等の数の評価をしていただくという話があったのですが、そこをクリアする何か秘策のようなものを事務局はお持ちなのでしょうか。

○西川座長

事務局いかがですか。

○関野評価第一課長

言った責任をとらせていただきたいと思います。あくまで目標という私自身の目安と考えているものでございまして、基本は今、資料4、資料5で説明のあったように、部会等に関しましては月1回、時間の許す中でしっかりと御審議をいただければと。結果は自然とついてくるかなと考えております。

○西川座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。特にないようですね。どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、事務局の御提案どおりの修正といたします。

それでは、次に議事6「各評価部会に所属する専門委員の指名、各部会の座長及び座長代理の指名、幹事会に所属する専門委員の指名」に入りたいと思います。

農薬専門調査会は、先ほど説明がありました資料4の「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」に従って運営しております。

先ほど審議いたしましたように、今期は3つの評価部会を設けて評価を進めることといたします。改正を御了承いただきました「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」の第3条第3項に基づき、農薬専門調査会座長といたしまして、3つの評価部会に所属する専門委員を指名したいと思います。事務局、資料を配付の上、御紹介いただけますでしょうか。

○堀部課長補佐

配付を急いでください。配付の方、傍聴の皆さんにも配ってください。事務局の不手際でばたばたして申しわけございません。

それでは、今、先生方のお手元にお配りしました資料に基づきまして、御紹介いたします。

評価第一部会には、小澤先生、平塚先生、清家先生、本多先生、相磯先生、赤池先生、浅野先生、佐藤先生、豊田先生、平林先生、藤本先生、桑形先生、堀本先生、山本先生、林先生、森田先生、若栗先生。

評価第二部会には、杉原先生、中島美紀先生、永田先生、腰岡先生、中山先生、小野先生、三枝先生、高木先生、松本先生、美谷島先生、義澤先生、中島裕司先生、納屋先生、八田先生、福井先生、根岸先生、本間先生。

評価第三部会には、加藤先生、篠原先生、玉井先生、與語先生、吉田先生、川口先生、久野先生、高橋先生、長野先生、西川先生、山手先生、代田先生、塚原先生、中塚先生、石井先生、太田先生、増村先生というふうに座長から案をいただいております。

○西川座長

ありがとうございました。

それでは、事務局に御紹介いただいたとおり御指名したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西川座長

ありがとうございます。

それでは、専門委員の皆様が所属する評価部会が決まりました。

次に、各評価部会の座長の件ですが、「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」の第3条第4項に基づき、農薬専門調査会座長といたしまして、3つの評価部会の座長を指名したいと思います。

評価第一部会は浅野専門委員にお願いしたいと思います。浅野専門委員、いかがでしょうか。

○浅野専門委員

承知いたしました。今この名簿を見て、専門委員の先生方が多くて、びびっているのですが、それでも、専門委員の先生方の御指導を仰ぎながら、ぶれのない評価書の作成に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○西川座長

よろしくお願いします。

続きまして、評価第二部会は三枝専門委員にお願いしたいと思います。三枝専門委員、いかがでしょうか。

○三枝専門委員

御指名をありがとうございます。お受けしたいと思います。人数が増えまして、かなりサポート体制が強くなって、これで安心して次にバトンタッチできるのではないかと思います。どうもありがとうございます。

○西川座長

よろしくお願いします。

評価第三部会は私が務めたいと思います。

浅野専門委員、三枝専門委員、座長をお引き受けくださりまして、ありがとうございました。

続きまして、「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」の第3条第6項に基づき、それぞれの評価部会の座長から、それぞれの評価部会の座長代理を御指名いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、評価第一部会からお願いいたします。浅野先生、どなたを御指名でしょうか。

○浅野専門委員

平塚先生と堀本先生にお願いしたいと思います。平塚先生、いかがでしょうか。

○平塚専門委員

お受けさせていただきたいと思います。座長には、健康に留意して出席のほうをよろしくお願いします。

○浅野専門委員

ありがとうございます。

堀本専門委員については、事務局で御意向を確認していただけますでしょうか。

○堀部課長補佐

それでは、後ほど確認させていただきまして、幹事会に移ったところで御報告させていただければと思っております。

○西川座長

続きまして、評価第二部会の座長であります三枝先生は、どなたを御指名でしょうか。

○三枝専門委員

小野先生と納屋先生にお願いしたいと思います。小野先生、いかがでしょうか。

○小野専門委員

喜んでお引き受けさせていただきます。

○三枝専門委員

納屋先生、いかがでしょうか。

○納屋座長代理

承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○西川座長

評価第三部会は、長野専門委員、與語専門委員にお願いしたいと思います。長野先生、與語先生、いかがでしょうか。

○長野専門委員

承知しました。

○與語専門委員

承知しました。

○西川座長

それでは、よろしくお願いいたします。

引き続き、議事を進めます。「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」の第2条第3項に基づきますと、幹事会は専門調査会座長及び座長代理、部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成することになります。

したがいまして、農薬専門調査会の座長代理及び評価部会の3人の座長に幹事会委員になっていただくことになります。

さらに、農薬専門調査会座長として、専門分野と御経験を考え、赤池専門参考人、上路専門参考人、小野専門委員、代田専門委員、清家専門委員、中島美紀専門委員、永田専門参考人、長野専門委員、林専門委員、本間専門委員、松本専門参考人、與語専門委員を幹事会委員として指名したいと考えます。

小野専門委員、いかがでしょうか。

○小野専門委員

喜んでお引き受けさせていただきます。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

清家専門委員はいかがでしょうか。

○清家専門委員

喜んでお受けいたします。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

永田専門参考人はいかがでしょう。

○永田専門参考人

承知しました。

○西川座長

お願いします。

長野専門委員、いかがでしょう。

○長野専門委員

承知しました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

林専門委員、いかがでしょう。

○林専門委員

了解しました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

本間専門委員、いかがでしょう。

○本間専門委員

了解します。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

松本専門参考人、いかがでしょう。

○松本専門参考人

承知いたしました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

與語専門委員、いかがでしょう。

○與語専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

多分飛ばしてないと思いますけれども、大丈夫ですね。

それでは、お引き受けいただいた皆様、よろしくお願いいたします。本日御欠席の赤池

専門参考人、上路専門参考人、代田専門委員、中島美紀専門委員の御意向を事務局で確認できますでしょうか。

○堀部課長補佐

それでは、こちらも確認させていただきまして、幹事会の冒頭で御報告させていただければと思います。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

それでは、幹事会は次の12名の専門委員・専門参考人、浅野専門委員、小野専門委員、三枝専門委員、清家専門委員、永田専門参考人、長野専門委員、納屋専門委員、林専門委員、本間専門委員、松本専門参考人、與語専門委員と私、西川が委員を務めることになります。

赤池専門参考人、上路専門参考人、代田専門委員、中島美紀専門委員への確認の結果、御承諾いただけるのであれば、4人を合わせて計16名の体制となります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、幹事会の座長と座長代理を決めたいと思います。資料4の「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」第2条第4項に基づきますと、「幹事会の座長は農薬専門調査会の座長がその職務を行う」となっておりまして、私が幹事会の座長を務めることになります。

座長代理につきましては、第2条第6項に基づきまして、幹事会の座長が指名するとされています。したがって、幹事会の座長代理には、農薬専門調査会の座長代理である納屋専門委員を指名したいと考えます。いかがでしょうか。

ありがとうございます。御了承いただいたものと思います。

それでは、評価体制案につきましては、事務局のほうで、休憩時間を利用し、決まりましたこと等を追加し修正の上、次の幹事会資料として配付できるよう準備をお願いいたします。

それでは、全般を通じてでも結構ですが、何かございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にないようですので、ほかに事務局から何かございますか。

○堀部課長補佐

今日ではなくて、次にお集まりいただきます幹事会と評価部会の日程をここでお知らせさせていただきます。

次回の幹事会でございますが、一月に1回と言っておきながら、次回は6月でございます。6月22日水曜日を予定しております。幹事会メンバーに指名された先生方は何とぞよろしくお願いいたします。

各部会でございますが、初回の部会です。評価第一部会は5月20日金曜日です。評価第二部会は4月27日水曜日。評価第三部会は5月16日月曜日にそれぞれ開催を予定させてい

ただいております。何とぞよろしくお願いいたします。

それぞれ御審議いただきます評価書、評価書を御覧いただくに当たって必要な資料につきましては、準備ができ次第、先生方のお手元に順次お届けいたしますので、よろしくお願いいたします。

この後でございますが、少し休憩をいただきまして、15時20分をめぐりに第135回農薬専門調査会幹事会を開催いたしますので、幹事会の先生方は引き続きよろしくお願いいたします。休憩時間を活用いたしまして、机を少し配置がえ等をさせていただきますので、先生方におかれましては、机の上の荷物、資料等をお持ちの上、隣の大会議室を開けておりますので、そちらのほうでしばらくの間、お時間を過ごしていただければと思います。

事務局からは以上です。

○西川座長

これで本日の議事は全て終了いたしました。その他はございませんね。

それでは、以上をもちまして、第48回農薬専門調査会を閉会いたします。

幹事会委員の皆様におかれましては、お疲れのところ申しわけございませんが、引き続き幹事会を開催いたしますので、お残りいただきたいと思います。また、その他の委員の皆様におかれましては、お時間の許す限り、お残りいただき、傍聴していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上